

令和●年●月●日

被通知人 株式会社カキツバタ運送

上記代表取締役 瀬戸賀司 殿

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町3丁目20番地

第2龍名館ビル8階

TEL 03-6275-0691

FAX 03-6275-0692

通知人 井山 貴裕

東京都千代田区霞が関1丁目1-4

弁護士法人 KAKITUBATA

TEL 03-3581-5411

FAX 03-3581-5412

通知人代理人弁護士 梅本 茉里子

請求書

1 請求金額について

貴職から開示をされた資料を基に、当職にて下記記載の条件で、井山貴裕氏（以下「井山」氏とします）の未払い残業代の計算を行ったところ、その金額は367万9400円となりました。つきましては、本書面をもって367万9400円及びその確定遅延損害金39万5354円の合計額である407万4754円を請求しますので、下記記載の口座に本書面受領後2週間以内にお振込みください。

記

●銀行 ●支店 普通

口座番号 ●●●●

口座名義 ●●●●

2 本計算で採用した条件

（1）固定残業代が無効であること

貴職からは、井山氏の残業代について、いわゆる固定残業代として支給されているという反論が想定されます。しかしながら、会社が支給をしている「残業代」は、何時間分の残業代であるのか、時間外労働、深夜早朝労働、休日労働のいずれに充当されているのか明らかではなく、かつ、残業代を超える実労働がある日についても超過分について精算がなされた実績はありません。

そのため、固定残業代の有効要件である①「所定内賃金部分と割増賃金部分とを『判別』することができること」（明確区分性の要件）及び②「時間外手当や深夜労働の対価（割増賃金）趣旨で支払われていること」（対価性の要件）のいずれも満たさず無効です。

したがって、残業代は残業代計算の基礎単価に組み込み、既払い金はないものとして計算をしております。

（2）井山氏の労働時間について

井山氏の労働時間は開示資料のうち、デジタルタコグラフを基に労働日を特定しました。

また、始業時刻はトラックの発車前に点呼及び車両点検の業務が存在したことから、デジタルタコグラフの発車時刻から30分前とし、終業時刻は日報作成の業務があったことから最終停車時刻から30分後としています。

併せて、デジタルタコグラフ上、停車している時間のほとんどは荷積み、荷降ろしの業務を行い、この業務を行っていない時間も会社からの電話の連絡や取引先からの電話に即応できるように待機をしており、労働から開放された時間はありませんでした。そのため、1日あたりの休憩時間はなしとしています。

3 結語

以上が井山氏が会社に対して請求をする根拠です。当方の請求内容に異議がある場合には、本書面受領後から2週間以内に異議がある部分の特定と当該異議の具体的な根拠を示した上で、会社の主張を前提とした計算結果を当職宛にご連絡ください。

会社から連絡がない場合、誠実な対応をいただけない場合には、上記金額に付加金の請求を加算した上、支払い済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を請求すべく労働審判、訴訟提起を行う所存ですので、予め申し添えます。

敬具